

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示の制定案  
に関する意見募集の結果について

令和7年12月26日  
国土交通省

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示の制定案について、令和7年10月6日から令和7年11月4日までの期間、広く国民の皆様からご意見の募集を行いましたところ、合計9件のご意見をいただきました。

今回ご意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいたご意見及びそれに対する当省の考え方を下記のとおりとりまとめましたので公表いたします。また、今回の改正案と直接関係のないご意見も寄せられましたが、今後の参考とさせていただきます。

主なご意見	ご意見に関する考え方
金銭的な負担の軽減も、心のバリアフリーと同様に移動等円滑化に間接的に有益であるため、高齢者、障害者等に対する運賃・料金の減免についての記述を加えるべきである。	運賃・料金の割引制度は、地域の実情や事業の特殊性、事業者の経営状況に応じて柔軟に設計されるべきものであり、全国一律の方針に盛り込むことは適切ではないため、原案のとおりとさせていただきます。
整備の進捗について、監査・評価体制を強化することが必要。	一定の公共交通事業者等に対しては、毎年度、移動等円滑化の措置等を記載した「ハード・ソフト取組計画」やその実施状況を記載した「取組報告書」の作成・公表を義務付けています。
可動式ホーム柵について、重点整備地区に限定せず、利用者数や事故リスクの高い駅を中心に全国的な整備を促進する方針を示すべき。	基本方針において、ホームドア（可動式ホーム柵を含む）の整備は、重点整備地区に限定しているものではなく、転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指すこととしております。 国としても引き続き、必要に応じて鉄軌道事業者等に制度的・技術的な助言を行いながら整備を促進してまいります。

<p>ノンステップバスは座席数が少なく、利用者離れを招き、バス路線を維持できない。さらに、利用者の多い通学路線ではバス停から先がバリアフリー化されていないので、車椅子装置の意味が無い。実態を調査の上の改正が必要である。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>会議の場においてファシリテーターの役割が過度に前面化すると、地域住民をはじめとする当事者の意見が十分に反映されないおそれがある。</p> <p>ファシリテーターに関する書きぶりについて検討すべき。</p>	<p>ファシリテーターは、当事者と事業者等の意見が一致しないとき等に調整する役割を担っております。「ファシリテーター等を設置することも有効である。」との記述は必ずしも設置を義務付けているものではなく、状況に応じて設置の有無を判断いただければと思います。</p>
<p>大規模な改修工事が必要なことが多く、果たして5年で出来るのか心配。</p>	<p>目標の設定に当たっては、事業者団体等のご意見も踏まえながら、丁寧に調整してまいりました。</p> <p>目標の達成に向けては、国、地方公共団体、施設設置管理者等の関係者が連携しながら、目標の達成に向けてバリアフリー化を推進してまいります。</p>
<p>2 移動等円滑化の目標の中では、(6) 建築物についてのみ当事者参画の記述があるが、それ以外の項目について基本的に当事者参画は行わないという立場か。</p>	<p>1 移動等円滑化の意義において、当事者参画することでより快適な共生社会の環境整備する旨を記載し、建築物のみならず、移動等円滑化を促進すべき対象全般に係る当事者参画について記載しております。</p>
<p>「障害の社会モデル」の理解度及び障害のある人へ支援をしようとする人の割合及び多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合の目標について、この2つの割合は別々のものとして考えられているのか、それとも前者の数値目標の達成が後者に必要だというように考えているのか。</p> <p>2つに関連した当事者参画の目標についても設定すればよい。</p>	<p>2つの割合については別々のものとして設定しております。</p> <p>障害の社会モデル及び障害のある方への支援について理解を深めていただけるよう広報に務めながら、いただいたご意見については今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

<p>一日当たりの平均的な利用者数が三千人未満の鉄道駅についても移動等円滑化を進める旨を基本方針に記載すべき。</p>	<p>基本方針においては、一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上の駅だけでなく、二千人以上三千人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である駅について、原則全てバリアフリー化を目指すとともに、これ以外の駅についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する方針を示しているところです。</p>
---	---

※ご意見のうち、今回の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正案（整備目標関係）の内容に関わるものについてのみ、「主なご意見」として整理を行っております。